

兵ト発第 277号

公告第 539号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の組合職員服務および給与規程の第2条（規程の準用）を、下記のとおり変更し平成30年8月1日付で施行したので公告する。

平成30年9月28日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
理事長 瀧川博司

記

組合職員 服務および給与規程

（規程の準用）
第2条 職員の服務及び給与に関しては、兵庫トヨタ自動車株式会社が定める従業員規程ならびに関係諸規則を準用する。

附則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。